牛久市農業委員会第３０回総会議事録

１．開催日時　　令和７年１２月１０日（水）午後４時００分～

２．開催場所　　牛久市役所本庁舎４階　第６会議室

３．出 席 者

農業委員（１０名）

会　　長　　１３番　山越　康義

委　　員	１番　吉田　功	３番　飯田　光夫	４番　坪井　隆典
	５番　村松　昇平	８番　山越　隼人	９番　花島　常雄
	１０番　塚﨑　光子	１１番　藤田　文男	１２番　中山　みつい

農地利用最適化推進委員（５名）

委　　員　　中島　一郎　　鈴木　正規　　橋本　龍治　　大塚　康夫　　橋本　勝慶

農業委員会事務局（３名）

事務局長　杉山　正光　　事務局長補佐　近藤　絹　　主事　稲本　誠一朗

４．欠席委員　（３名）

２番　川村　隆一　　６番　澤田　臣男　　７番　平沢　克人

５．議　　案

議案第１号　　農地法第３条の規定による所有権移転許可について

議案第２号　　農地法第３条の規定による賃借権設定許可について

議案第３号　　農地法第３条の規定による使用貸借権設定許可について

議案第４号　　農地法第５条の規定による転用目的の所有権移転許可について

議案第５号　　農地法第５条の規定による転用目的の賃借権設定許可について

議案第６号　　現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付について

議案第７号　　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による
農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

６．会議の概要

事務局	定刻になりましたので、開会にあたり、会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第４条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会　長	ただいまより第３０回農業委員会総会を開会いたします。 出欠委員の報告でありますが、在任委員１３名中、出席委員１０名です。欠席委員は、２番、川村隆一委員、６番、澤田臣男委員、７番、平沢克人委員です。 農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名でありますが、議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一　同	異議なし。
会　長	それでは、議事録署名者に、１番、吉田　功会長職務代理、３番、飯田光男委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。 事務局は、杉山事務局長、近藤事務局長補佐、書記として稲本主事です。 それでは議事に入ります。 議案第１号から第７号まで一括上程いたします。なお、審議の都合上、議案第１号より審議いたします。 議案第１号、農地法第３条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第１号、農地法第３条の規定による所有権移転許可についてです。 第１項、女化町につきまして、申請者は農業経営規模拡大のため売買による所有権移転の許可申請をするものです。申請者は市内在住の農業従事者で、今後は上記の取得により落花生を作付けし、収益を図る計画であります。 農作業に従事する世帯員は３名、年間農業従事日数は２００日で、農地取得の権利は有しております。以上です。
会　長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
飯田委員	令和７年１２月１日、現況確認調査を、吉田会長職務代理、川村委員、杉山局長、稲本主事と私で行いました。現地写真をご覧ください。 議案第１号第１項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。
会　長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員	特にありません。
会　長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一　同	異議なし。
会　長	他に質疑はございませんか。議案第１号について、原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一　同	異議なし。
会　長	異議なし全員賛成と認め、議案第１号は原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第２号、農地法第３条の規定による賃借権設定許可について議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第２号、農地法第３条の規定による賃借権設定許可についてです。 第１項、岡見町につきまして、申請者は龍ケ崎市に本店のある法人で、農業経営規模拡大のため賃借権を設定するものです。農業従事者は１４名、農作業経験は１～５年で、年間従事日数は２４０日です。営農作物は、トマト、大根、キャベツなどです。以上です。
会　長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
飯田委員	議案第２号第１項ですが、ご覧いただいております写真のように、遊休農地化しておりますが、草刈り後耕起することで、耕作可能な農地であることをご報告いたします。
会　長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会　長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一　同	異議なし。
会　長	質疑はございませんか。議案第２号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一　同	異議なし。
会　長	異議なし全員賛成と認め、議案第２号は、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第３号、農地法第３条の規定による使用貸借権設定許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局	議案第３号、農地法第３条の規定による使用貸借権設定許可についてです。 第１項、岡見町につきまして前項と同じく、申請者は龍ケ崎市に本店のある法人で、農業経営規模拡大のため使用貸借権を設定するものです。農業従事者は１４名、農作業経験は１～５年で、年間従事日数は２４０日です。営農作物は、トマト、大根、キャベツなどです。以上です。
会　長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
飯田委員	議案第３号第１項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。
会　長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会　長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一　同	異議なし。
会　長	質疑はございませんか。議案第３号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一　同	異議なし。
会　長	異議なし全員賛成と認め、議案第３号は、原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第４号、農地法第５条の規定による転用目的の所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第４号、農地法第５条の規定による転用目的の所有権移転許可についてです。 第１項、神谷につきまして、自己用住宅の建築を目的とした転用の申請です。現地は既存集落であり、申請者は現在、借家住まいしておりますが、将来の家族設計を考え実家に近い当該地を取得し建築することとしているものです。申請内容は木造平屋建て１棟、建築面積８０．３２㎡、取水は上水道、雨水排水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は公共下水道へ放流する計画です。資金につきましては借入により賄い、関係機関との協議は了しております。以上です。
会　長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
飯田委員	議案第４号第１項ですが、農地区分は三種農地と考えます。転用目的が自己用住宅地であり、今回の申請について許可相当と思われます。

会　長　　以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員　　特にありません。

会　長　　意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一　同　　異議なし。

会　長　　質疑はございませんか。議案第４号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。

一　同　　異議なし。

会　長　　異議なし全員賛成と認め、議案第４号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号、農地法第５条の規定による転用目的の賃借権設定許可について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局　　議案第５号、農地法第５条の規定による転用目的の賃借権設定許可についてです。

第１項、上柏田につきまして、申請者は東京都に本社置く高速道路の新設、維持管理等を行う法人で、転用目的は首都圏中央連絡自動車道の４車線化工事に伴い一時的に資機材置場等に使用することとして、３年間の一時転用をするものです。

なお、本件は、令和３年９月に３年間の許可としたのが最初で、３年後の令和６年８月に再申請による許可がなされ、今回、更に３年間の再々申請であります。関係機関との協議は了しております。以上です。

会　長　　現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員　　議案第５号第１項ですが、農振農用地区域内の農地です。転用目的は、圏央道の４車線化事業に伴い一時的に資材置場として転用していた農地を、農地へ復元するものです。令和３年および令和６年に引き続き、３年間の一時転用を再々申請するものであり、今回の申請について許可相当と思われます。

会　長　　以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員　　特にありません。

会　長　　意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一　同　　異議なし。

会　長　　質疑はございませんか。議案第５号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りしま

す。

一　同　　異議なし。

会　長　　異議なし全員賛成と認め、議案第５号は、原案のとおり許可することに決定いたします。
続きまして、議案第６号、現況証明願に対する地目の確認及び証明の交付について議題に供します。事務局より説明願います。

事務局　　議案第６号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。
県の事務処理要領によれば、願い書に添付の写真によらず、原則として農業委員３人以上と事務局職員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、当総会で議決し、証明願に奥書証明を行い、交付することになっております。
第１項、久野町につきまして、申請者から非農地証明願いが提出された案件です。現地の写真として、２０年前の航空写真が添付されております。以上です。

会　長　　現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

飯田委員　　議案第６号第１項ですが、現在より２０年前、平成１７年当時の国土地理院の航空写真では山林化しているようにも見受けられ、非農地として証明することについて問題はないと思われます。

会　長　　以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員　　特にありません。

会　長　　意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一　同　　異議なし。

会　長　　質疑はございませんか。議案第６号について原案のとおり証明してよろしいか、お諮りします。

一　同　　異議なし。

会　長　　異議なし全員賛成と認め、議案第６号は、原案のとおり証明することに決定いたします。
続きまして、議案第７号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。議案第７号については、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、私、山越康義は議事参与できませんので退席し、議長を中山みつい委員と交代いたします。また、１番、吉田功会長職務代理と９番、花島常雄委員も議事参与できませんので退席願います。

～　山越会長・吉田会長職務代理・花島委員　退席　～

中山委員	暫時議長を務めます。 議案第７号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第７号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取についてです。 資料をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、牛久市長から提出された、農用地利用集積等促進計画（案）に関しまして、農業委員会が答申する意見について審議するものです。 資料のページを１枚おめくりください、新規分となります。表一段目、賃貸借権設定３年から１０年未満について、田２件、１，９０７㎡、１０年以上について、田１９件、２５，９１１㎡、畑４件、５，１４４㎡、合計２５件、３２，９６２㎡です。表２段目、使用貸借権設定１０年以上については、田３件、２，０８１㎡、畑７件、１７，５４６㎡、合計１０件、１９，６２７㎡です。詳しくは次のページから４ページ分までご覧ください。 続いて、さらに１ページおめくりください。期間満了分になります。表一段目、賃貸借権設定１０年以上が、田３件、５，９０２㎡です。詳しくは次ページのとおりです。以上です。
中山委員	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
中山委員	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一　同	異議なし。
中山委員	質疑はございませんか。議案第７号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。
一　同	異議なし。
中山委員	異議なし全員賛成と認め、議案第７号は、原案のとおり承認することに決定いたします。 山越会長、吉田会長職務代理、花島委員の議事参与を認め、議長を山越会長と交代します。
	～　山越会長・吉田会長職務代理・花島委員　着席　～
会　長	次に報告事項です。農地法第４条および第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第６条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。
会　長	本日の議事は、すべて終了いたしました。 以上をもちまして、第３０回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力い

ただき有り難うございました。